

2.2 視点別の社会情勢の変化

本県の緑に関する現状は、前節で整理した「本県の緑の変遷」における状況のほか、社会情勢の動きに影響を受けながら変化しています。そのため、ここでは緑に関する社会情勢の変化に伴う状況を整理します。

整理にあたっては、「これからの社会を支える都市緑地計画の展望（平成 28 年 6 月・国土技術政策総合研究所）」を参照します。「これからの社会を支える都市緑地計画の展望」では、「都市の持続可能性を高める緑の多様な機能」として「社会的ニーズと対応する緑の機能・役割」が整理されています。

この分類やニーズを参考に、本計画では、地球規模の環境問題など環境との共生に関わる「環境」について、防災や減災など安全・安心の確保に関わる「安全」について、経済や活力の維持に関わる「活力」について、日常的な健康や福祉、コミュニティの醸成に関わる「生活」についての 4 つと、分野を超えて共通する有効な利活用や運営、協働などに関する事柄についての計 5 つの視点で整理します。

【社会情勢の変化による現状整理の視点】

- ① 生物多様性保全や環境問題などについて
- ② 自然災害リスクや日常の安心などへの対応について
- ③ 緑豊かな魅力ある都市の活性化などについて
- ④ 緑と関わる日常生活などについて
- ⑤ 都市の緑の有効な利用や運営などについて

表15 社会的ニーズと対応する緑の機能・役割

分類	社会的ニーズ	緑地に求められる機能の例
環境面	環境共生社会	温室効果ガスの吸収
		ヒートアイランド現象の緩和
		都市における生物多様性の確保
		環境教育、自然とのふれあいの場
		再生可能エネルギーの活用
社会面	安全・安心の確保 (防災・減災)	大規模火災発生時における延焼防止
		都市水害の軽減
		津波被害の軽減
		避難地・復旧活動拠点・帰宅困難者支援の場
		災害伝承・防災教育の場
	健康・福祉の向上	散歩、健康運動の場、介護予防
		子どもの遊び場、子育て支援
		緑の景観形成によるストレス軽減
		人の集う場地域の活動の場(祭りなど)
地域コミュニティ の醸成	コミュニティ(ソーシャルキャピタル)の醸成	
	地域の自然観・郷土愛の醸成	
	良好な環境・景観形成による不動産価値の向上	
経済面	経済・活力の維持	良好な環境・景観形成による都市の魅力・競争力向上
		都市農業の振興(生物資源の生産の場)
		観光振興

資料:これからの社会を支える都市緑地計画の展望(人口減少や都市の縮退等に対応した緑の基本計画の方法論に関する研究報告書)
(国土交通省 国土技術政策総合研究所、平成 28 年 6 月)

2.2.1 生物多様性保全や環境問題などについて

- 生物多様性の危機が進行しています。
- 「農地」は「緑地」に含まれるものとして明確化され、良好な都市環境の形成に向け、農地の評価が高まっています。
- 都市部の緑地は年々減少傾向です。
- 地球温暖化が進行し環境への悪影響が懸念されています。
- ヒートアイランド現象が都市部で顕著化しています。
- 屋上緑化・壁面緑化ともに全国と比較し積極的に進められています。

(1) 生物多様性の危機

急激な都市化は、都市部における緑地の量・質の低下を招き、特定の動植物の退行や生態系の変化など、生物多様性の危機を引き起こす原因の一つとなっています。

2015年の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、日本においても「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」において具体的な施策として、「持続可能な都市」「国土強靱化の推進・防災」「生物多様性の保全」等が示されました。

平成22年に愛知・名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で、今後10年間に国際社会が生物多様性の保全と持続可能な利用を進める世界目標となる新戦略目標（愛知目標）が採択されました。これを踏まえ、本県では「あいち生物多様性戦略2020」を策定し、県民や事業者、NPO、行政といった地域の多様な主体が協働して取り組む生態系ネットワーク形成の県内展開を進めてきました。また、これまでに、県全域をカバーする「生態系ネットワーク協議会」が設立され、県内各地でビオトープの創設や生態系の保全活動が行われています。しかしながら、平成26年に韓国で開催された生物多様性条約第12回締約国会議（COP12）における愛知目標の中間評価を見ると、「ほとんどの愛知目標は、現状のまま施策を進めても達成することが出来ず、目標達成に向けて緊急で効果的な行動が必要である」という結果が確認されました。本県における生物多様性の危機についても依然深刻であり、今後さらなる努力と緊急で効果的な施策が必要である状況となっています。

生物多様性は、生物の生息空間だけの問題ではなく、図22のように県民の暮らしと密接に関連しています。都市の生物多様性確保に必要な生物の生息・生育地となる緑地の保全や創出、ネットワーク化を計画的に推進するためには、都市における総合的な緑のマスタープランである緑の基本計画に生物多様性に関する方針や施策を位置付けることが有効です。このため、国土交通省は「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」を平成30年4月に作成しました。

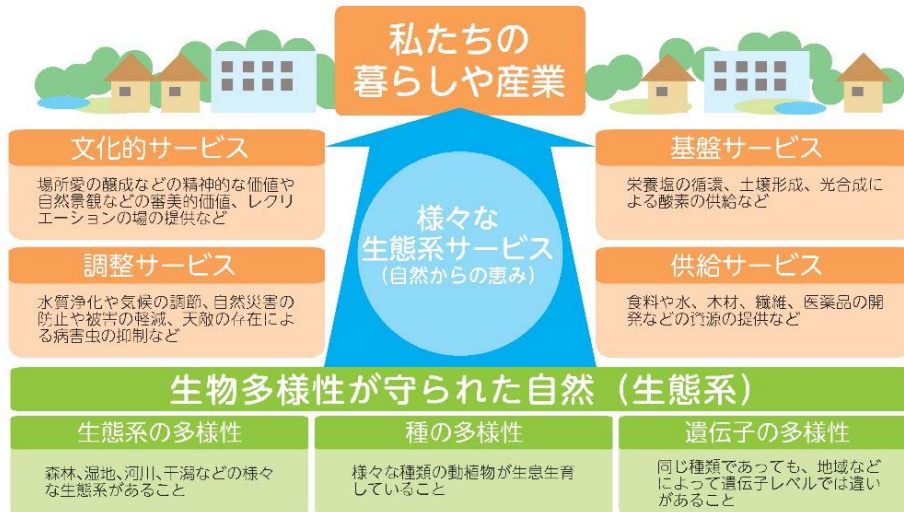


図22 生物多様性と暮らし・産業の関わり

出典: あいち生物多様性戦略 2020(平成 25 年 3 月)

(2) 「農地」の「緑地」への明確化

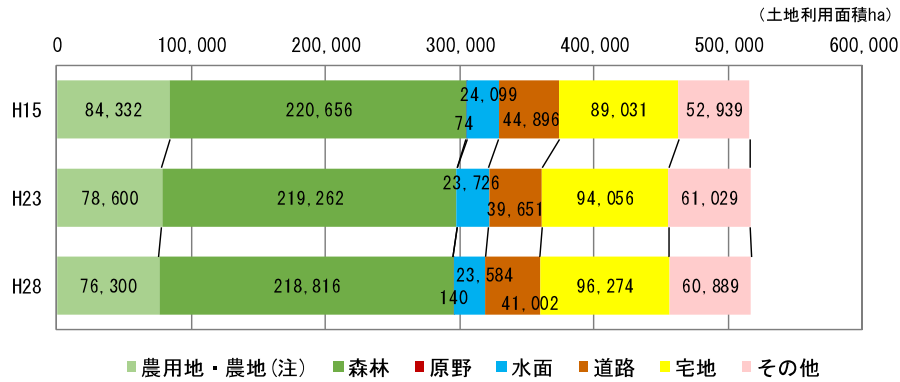
都市における農地は、都市農業振興基本法において、防災、良好な景観の形成、国土及び環境保全等の都市農業や都市農地の有する多様な機能の発揮を通じて良好な都市環境の形成に資するよう、都市農業の振興が図られることとされ、同法に基づく都市農業振興基本計画において、都市農地が都市に「あるべきもの」と位置付けられています。これを踏まえ、平成 29 年の都市緑地法の改正で、農地は緑地に含まれるものとして明確に位置付けられました。具体的には、緑地保全地域及び特別緑地保全地区に含まれる農地や生産緑地地区に定められた農地、市民農園のほか、良好な都市環境の形成に係る農地が都市における緑地保全施策の対象となっています。

なお、都市緑地法における、「緑地」の定義は「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらと隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」とされています。

(3) 森林・農地の減少

森林は、県土の安全、水源の涵養などの多面的な機能を有していますが、人口減少等により適切な管理が行われない場合は土砂災害等のリスクにつながり得ます。また、農地等の農業生産基盤は、農業生産に欠かせないものであるとともに、洪水を防止する雨水貯留機能や都市住民の農業とのふれあいの場となるなど、多様な機能を有しています。

本県の農地と森林を合わせた面積は、平成 28 年現在で約 30 万 ha であり、県土（約 52 万 ha）の過半を占めていますが、森林面積や農地面積は主に宅地面積の増加に伴い年々減少しており、平成 15 年から平成 28 年にかけての減少面積は約 9,900ha となっています。



注) H15年調査は「農用地」で採草放牧地を含み、H23年とH28年の調査は「農地」で採草放牧地を含まない

図23 本県の森林及び農地面積の推移 (H15→H28)

資料:土地に関する統計年報

本県の森林面積は、平成15年から平成28年の間に約1,800ha減少しており、地域別にみると西三河地域において減少面積が大きいことが分かります。

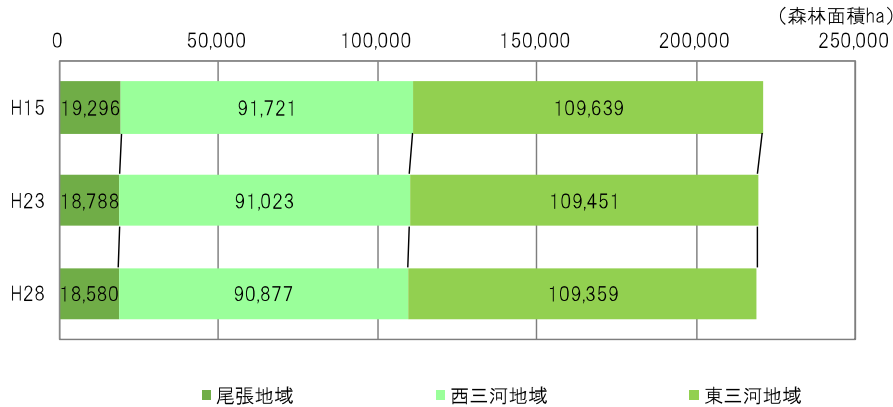


図24 本県の森林面積減少量 (H15→H28)

資料:土地に関する統計年報

一方、本県の農地面積については、平成15年から平成28年の間に約7,800ha減少しており、同期間において減少した森林面積の約4.3倍となっています。また、市街化区域内に残存する農地の計画的な保全を図る生産緑地地区も年々減少が続き、平成12年から平成28年の間に約2,200箇所、500ha近くの面積が減少しています。

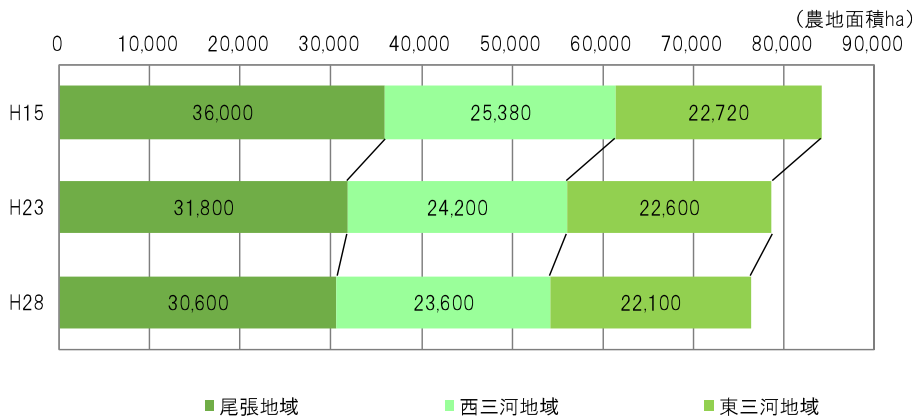


図25 本県の農地面積減少量 (H15→H28)

資料:土地に関する統計年報

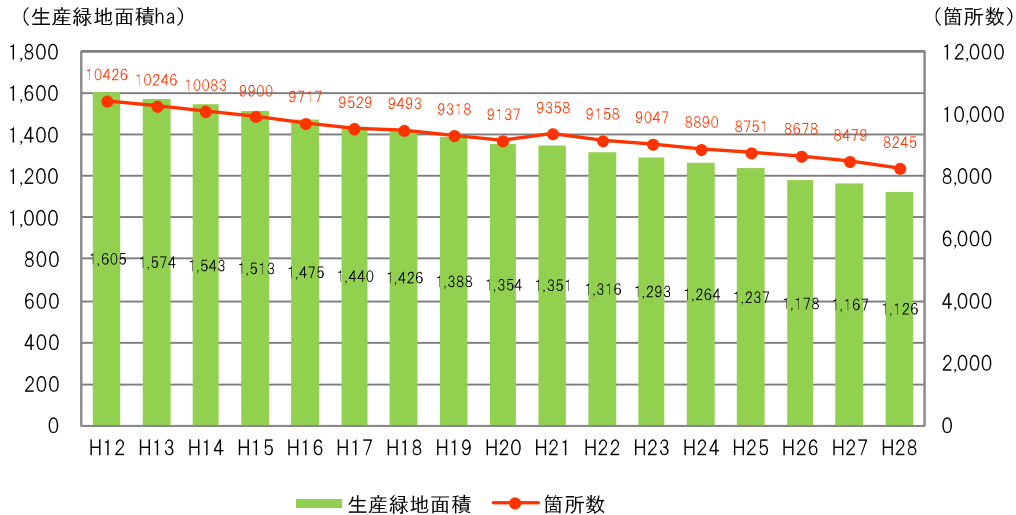


図26 生産緑地地区面積 (H12→H28)

資料: 土地に関する統計年報

生産緑地地区と生産緑地地区以外の市街化区域内農地を区分して農地面積の推移をみると、平成5年から平成28年にかけて、市街化区域内農地面積は6,507ha減少(約62%減)しており、生産緑地地区面積は483ha減少(約30%減)しています。生産緑地地区以外の市街化区域内農地は減少が顕著であり、生産緑地地区は比較的小幅な減少にとどまっていることが分かります。生産緑地地区は指定から30年経過後に農地所有者が市町村に対して買い取りを申し出ることができますが、財政上の理由からその多くは買い取りが困難であり、最初に指定された平成4年から30年が経過する平成34年に指定の解除に伴う転用が危惧されており、大幅な農地面積の減少が懸念されます。そのため、特定生産緑地制度が創設され、所有者等の意向を基に、市町村は特定生産緑地を指定できるようになりました。特定生産緑地に指定された場合、市町村に買い取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日の30年経過後」において、10年延期されます。

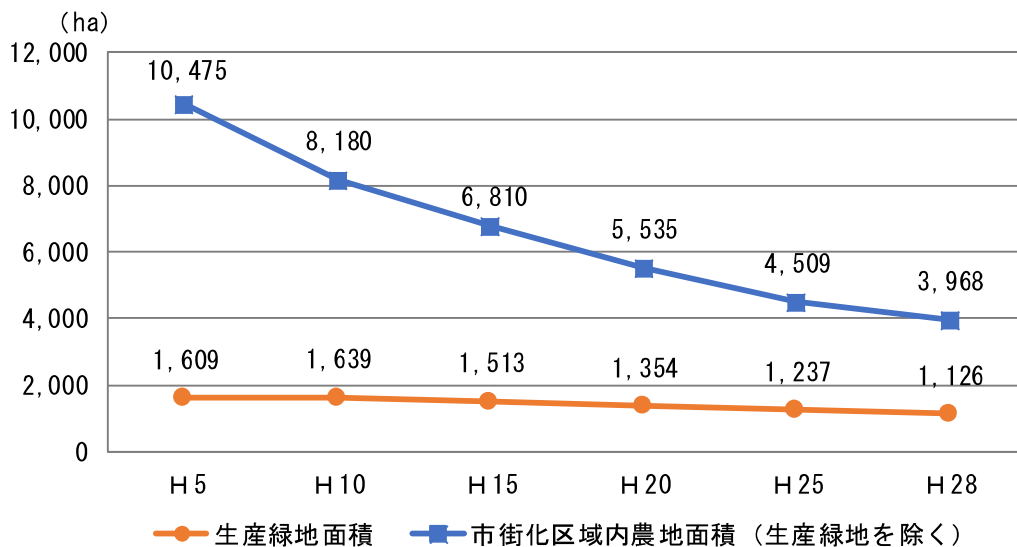


図27 本県の市街化区域内農地面積、生産緑地地区面積

資料: 土地に関する統計年報

(4) 地球温暖化の進行

各国政府の推薦などで選ばれた専門家で組織される「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」が2013年から2014年（平成25年から26年）にかけて公表した第5次評価報告書によると、陸域と海上を合わせた世界の地上平均気温は、1880年から2012年の期間に0.85℃上昇し、最近30年の各10年間は1850年以降のどの10年間よりも高温であり続けたとされています。

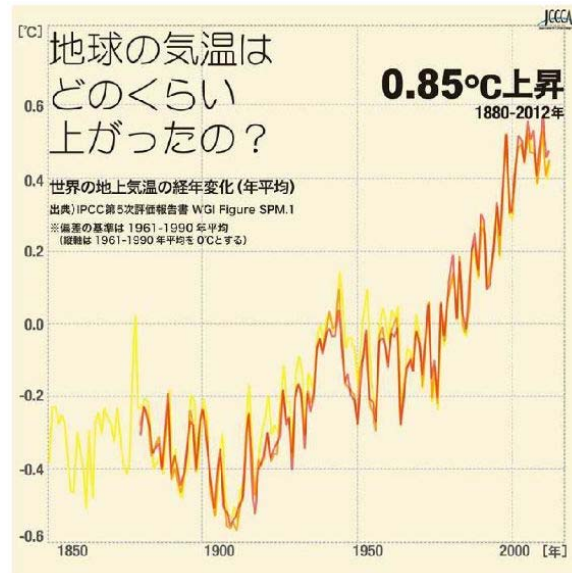


図28 世界の地上平均気温（年平均）の経年変化

出典:IPCC 第5次評価報告書(全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより)

また、今後、現在と比較して厳しい地球温暖化対策がなされない場合、21世紀末に地上平均気温は最大で約4.8℃上昇し、厳しい地球温暖化対策がなされた場合でも0.3～1.7℃の上昇は避けられないとされており、災害の激甚化に加え、安定的な水資源の確保や農業生産への悪影響も懸念されています。

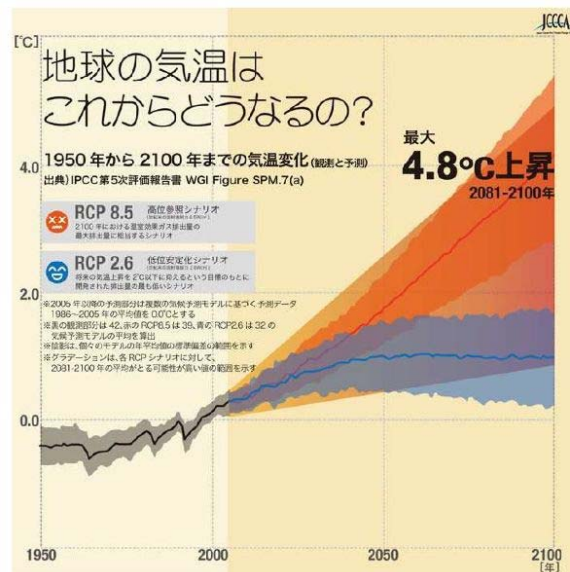


図29 1950～2100年までの気温変化（観測と予測）

出典:IPCC 第5次評価報告書(全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより)

地球温暖化を進行させると言われている温室効果ガスについて、「あいち地球温暖化防止戦略2030」では、県内の総排出量を2030年度に2013年度（基準年度）比で26%削減することとしています。

2015年度現在、県内における総排出量は79,508千トン-CO₂で、基準年度である2013年度の排出量82,384千トン-CO₂と比較すると3.5%減少しています。なお、全国的な傾向から簡易的に推計した、2016年度の総排出量の試算値は78,100千トン-CO₂となり、2015年度より減少する見込みとなっています。

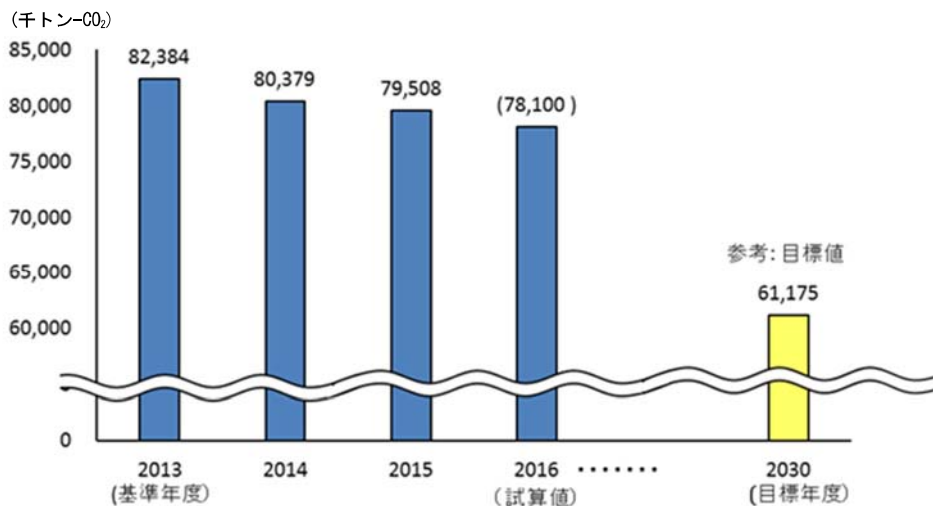
部門ごとにみると、運輸部門ではわずかに増加しているものの、産業部門、都市部を主たる活動の場とする業務部門及び家庭部門では減少しています。

表16 県内の温室効果ガス排出量の推移①

(単位：千トン-CO₂)

部門名		年度		2015 基準年度比 [%]	2015 前年度比 [%]	【参考】 2016 (試算値)
		2013 (基準年度)	2014			
エネルギー 起源 CO ₂	産業	40,153	39,827	-1.6	-0.8	38,147
	民生業務	12,072	11,336	-9.9	-4.0	10,697
	民生家庭	8,584	8,000	-14.1	-7.8	7,417
	運輸	13,327	12,941	0.5	3.5	13,263
	エネルギー転換	2,435	2,341	-5.4	-1.6	2,331
非エネルギー起源 CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O		3,653	3,553	-4.0	-1.3	3,499
代替フロン等4ガス		2,159	2,380	17.7	6.7	2,746
温室効果ガス 総排出量		82,384	80,379	-3.5	-1.1	78,100

資料：県調べ



注) 目標値は、森林による吸収量242tを含まない値

図30 県内の温室効果ガス排出量の推移②

資料：県調べ

(5) ヒートアイランド現象の顕著化

ヒートアイランド現象は、都市の気温が周囲よりも高い状態のことであり、急激な都市化による地表面の被覆や水や緑の植生域の縮小、建築設備や自動車などによる人工排熱がその要因として考えられています。

なお、気象庁は平成30年6月に公表している「ヒートアイランド監視報告2017」において、気温の上昇率と周辺の都市化率の間には正の相関がみられるとされています。全国78地点で観測したデータにおいて、平均気温、日最高気温、日最低気温とも、都市化率が大きいほど上昇率が大きい傾向があることが分かります。

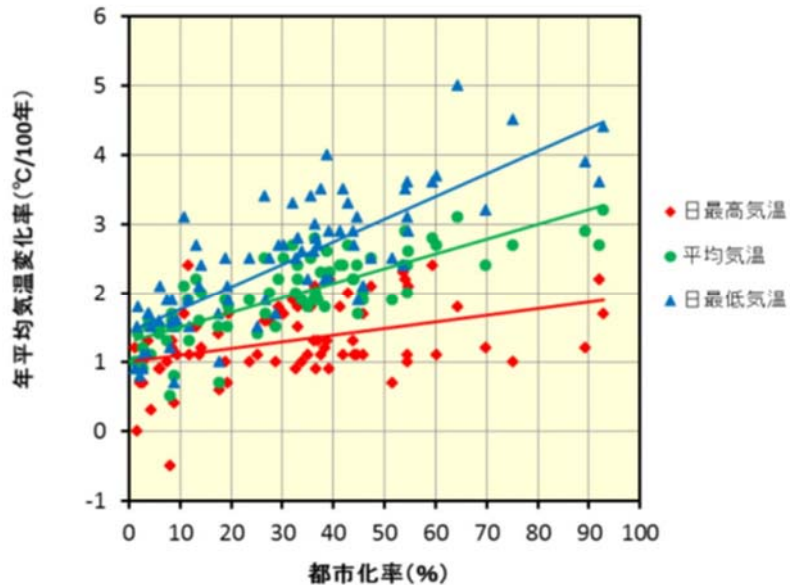


図31 全国78地点における年平均の気温変化率と都市化率の相関図

出典:ヒートアイランド監視報告2017(気象庁、平成30年6月)

「ヒートアイランド監視報告 2017」では、東海地方における 2017 年 8 月の都市気候モデルによる解析を行っており、解析結果をみると、本県西部に月平均 29℃以上の高温域がみられるのが分かります。この付近は、気温 30℃以上となった時間の月合計の最大域（240～280 時間域）がみられ、都市化の影響による気温上昇量や相対湿度の低下率も大きくなっています。都市化の影響による気温上昇量の+1.5℃以上の領域がやや内陸に分布している要因としては、海風によって沿岸部が冷やされること、また、都市の影響により海風の内陸への流入が弱められることが指摘されています。

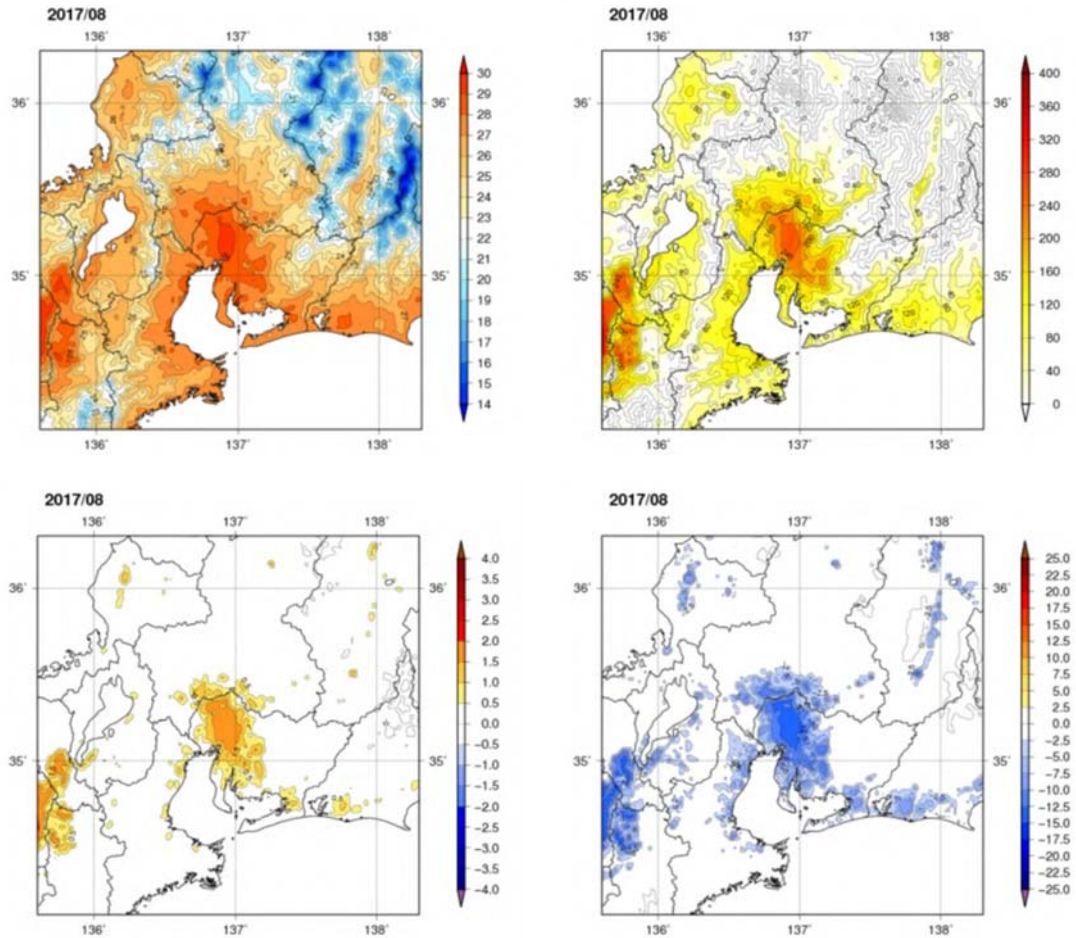


図32 左上：東海地方における 2017 年 8 月の平均気温分布（単位：℃）
 右上：気温 30℃以上となった時間の合計の分布（単位：時間）
 左下：都市化の影響による平均気温の変化分布（単位：℃）
 右下：都市化の影響による平均相対湿度の変化分布（単位：%）

出典：ヒートアイランド監視報告 2017(気象庁、平成 30 年 6 月)

(6) 屋上緑化・壁面緑化などの増加傾向

国土交通省による「平成 28 年 全国屋上・壁面緑化施工実績調査の結果報告」によると、平成 28 年の屋上緑化の 1 件あたり施工面積は 254 m²であり、平成 27 年と比較し、約 3 割増えています。平成 19 年以降、1 件あたり施工面積と、1,000 m²以上の屋上緑化を行った物件数は減少傾向でしたが、近年は増加傾向となっており、大規模な屋上緑化が増えてきています。その要因として、市街地における大規模な再開発や、郊外部における集客施設や工場・倉庫などにおいて、規模の大きな屋上緑化・壁面緑化が積極的に取り入れられる傾向にあることが考えられます。

本県における屋上緑化・壁面緑化の施工実績は、以下に示すグラフの通りです。屋上緑化は平成 28 年度に 410,855 m² (1,380 件) となっています。これは、東京都、神奈川県に次いで、全国第 3 位です。

また、壁面緑化については 103,832 m² (536 件) で、東京都に次いで全国第 2 位であり、本県は全国的に見て積極的に建築物の緑化が図られています。

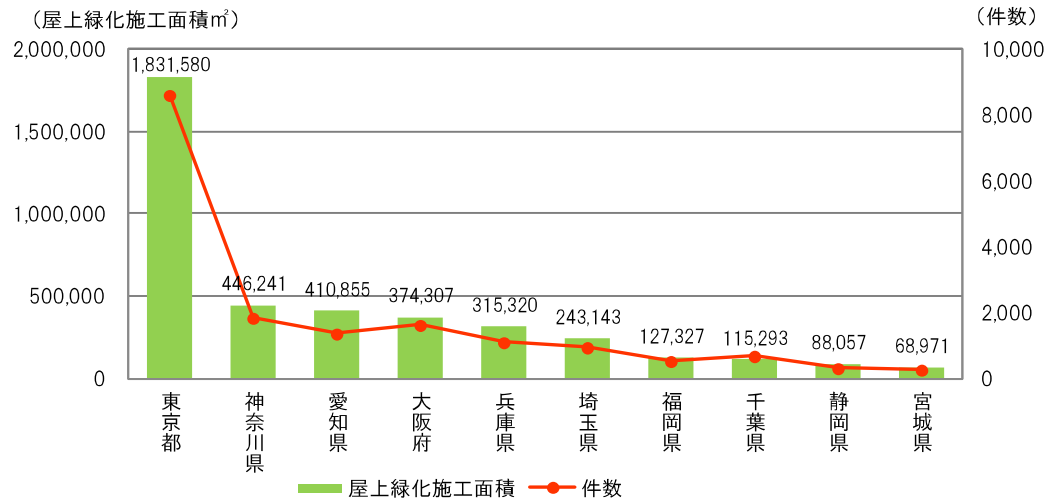


図33 本県の屋上緑化順位及び件数

資料：平成 28 年 全国屋上・壁面緑化施工実績調査の結果報告(国土交通省)

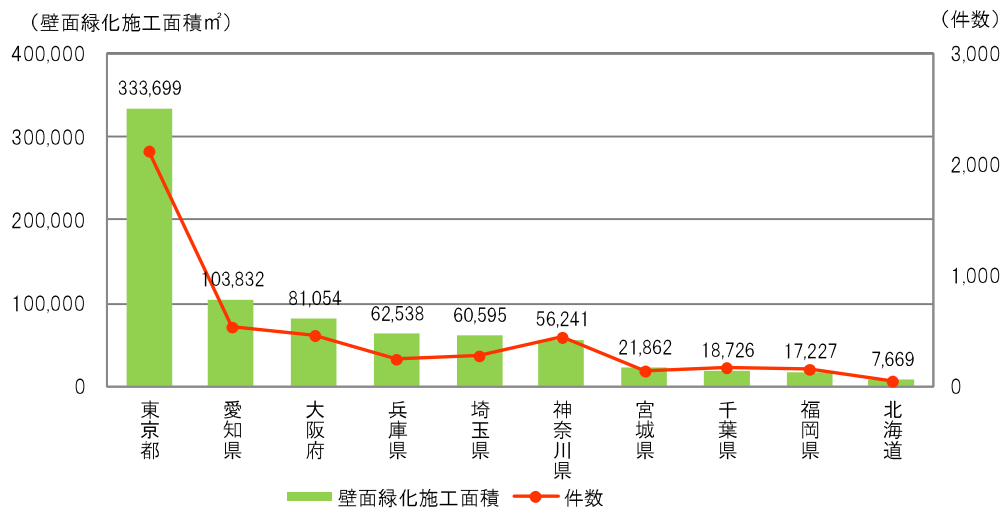


図34 本県の壁面緑化順位及び件数

資料：平成 28 年 全国屋上・壁面緑化施工実績調査の結果報告(国土交通省)

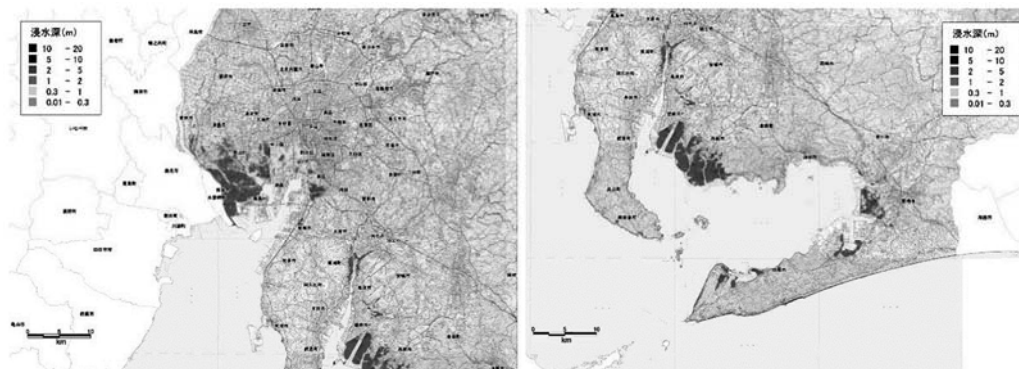
2.2.2 自然災害リスクや日常の安心などへの対応について

- 気候変動等による風水害や土砂災害など災害リスクが高まっています。
- 南海トラフ地震の発生が高い確率で予測されており、十分な対策が求められています。
- 限られた財源の中で都市公園の効率的な維持管理が求められています。
- 都市公園などの老朽化対策など、安心して安全な利用への対応が求められています。
- 地域コミュニティの弱体化により、地域防災力の向上に向けた取組が求められています。
- 都市の緑が有する様々な防災の役割が期待されています。

(1) 災害リスクの高まり

2011年3月に発生した東日本大震災は、広大かつ甚大な被害をもたらし、被災地域のみならず多方面に影響を与えました。今後30年以内には、南海トラフ地震が70～80%の確率で発生するとされており、仮に発生した場合には、多数の死傷者や経済的損失等、甚大な被害をもたらすと予測されています。

本県では、南海トラフを震源とする地震の発生が懸念され、揺れや津波等による死者数、全壊・焼失棟数ともに甚大な被害が予測されています。また、近年豪雨による浸水被害や高潮による被害が発生しており、全国的にも「非常に激しい雨」が降る頻度が過去30～40年間で約4割増加している等、水害の頻発化が懸念されます。特に本県は、日本最大のゼロメートル地帯を有し、そこに人口や産業が集積していることから、甚大な被害が予測されます。また、名古屋東部の丘陵地や三河山間地域等を中心に土砂災害の危険性が高い地区が点在しています。



※南海トラフで繰り返し発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの(宝永、安政東海、安政南海、昭和東南海、昭和南海の5地震)を重ね合わせたモデルによる想定

資料：平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果（愛知県）

図35 浸水想定域（過去地震最大モデル）

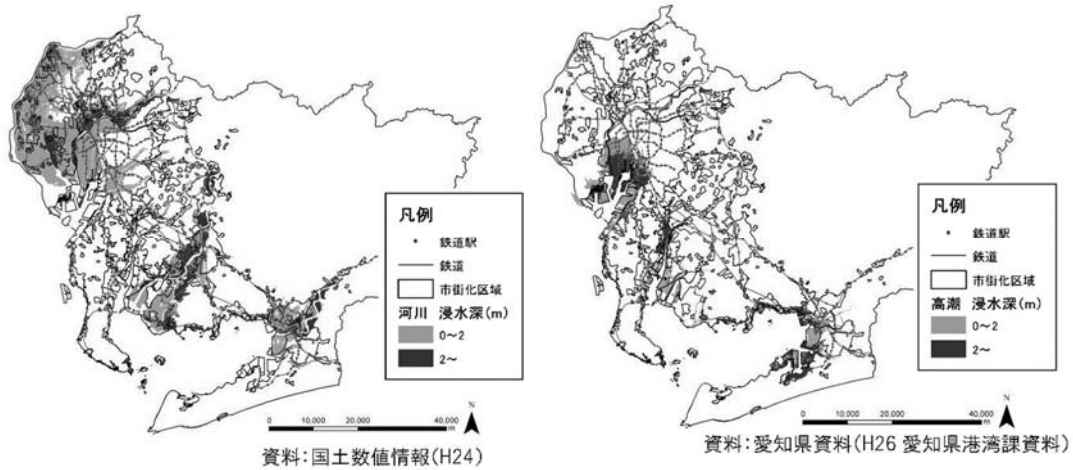


図36 左図：災害危険箇所状況図（河川浸水区域）、右図：災害危険箇所状況図（高潮浸水区域）

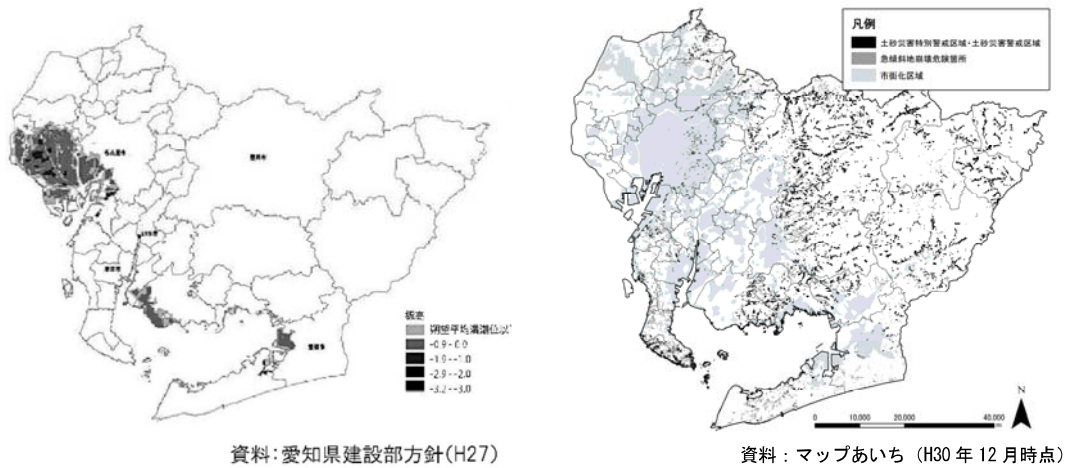


図37 左図：本県のゼロメートル地帯、右図：災害危険箇所状況図（土砂災害）
出典：愛知の都市づくりビジョン(平成29年3月)(災害危険箇所状況図(土砂災害)を除く)

(2) 南海トラフ地震等、地震災害の対策の必要性

この地域では、南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくない状況にあり、南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が起きる確率は70～80%程度と予測されています。愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（愛知県防災会議地震部会 平成26年5月）によると「過去地震最大モデル」による想定では、冬・深夜（5時）のケースの場合、県全体の死者数は約6,400人、建物全壊・焼失棟数は約94,000棟、直接的経済被害額は約13.86兆円と推計されており、東日本大震災の教訓を踏まえ、ハード・ソフトの様々な対策を組み合わせ、災害時の被害を最小化する「減災」に取り組んでいくことが求められます。

県営都市公園の防災上での位置づけは表17の通りとなっています。地域防災計画における公園の位置づけに応じて、必要な防災施設の整備を行っており、愛・地球博記念公園において、備蓄倉庫2棟を整備した他、大高緑地においては、駐車場の車止め縁石を撤去してヘリポートの整備が進められました。ソフト面でも「震災時公園管理計画」が県営公園で策定されている他、指定管理者においても公園毎に「震災対応マニュアル」を策定しています。

表17 県営都市公園の防災上の位置づけ

公園名（所在地）	公園種別	防災活動拠点	避難場所
大高緑地（名古屋市緑区）	広域公園	広域、地域、地区	広域避難場所
熱田神宮公園一帯（名古屋市熱田区）	地区公園	広域、地域、地区	広域避難場所
牧野ヶ池緑地（名古屋市名東区、天白区）	広域公園	地域	広域避難場所
あいち健康の森公園（大府市、東浦町）	広域公園	地域	—
新城総合公園（新城市）	広域公園	地域	一時避難場所
小幡緑地（名古屋市守山区）	広域公園	広域	広域避難場所
東三河ふるさと公園（豊川市）	広域公園	広域	広域避難場所
愛・地球博記念公園（長久手市）	広域公園	中核広域	—

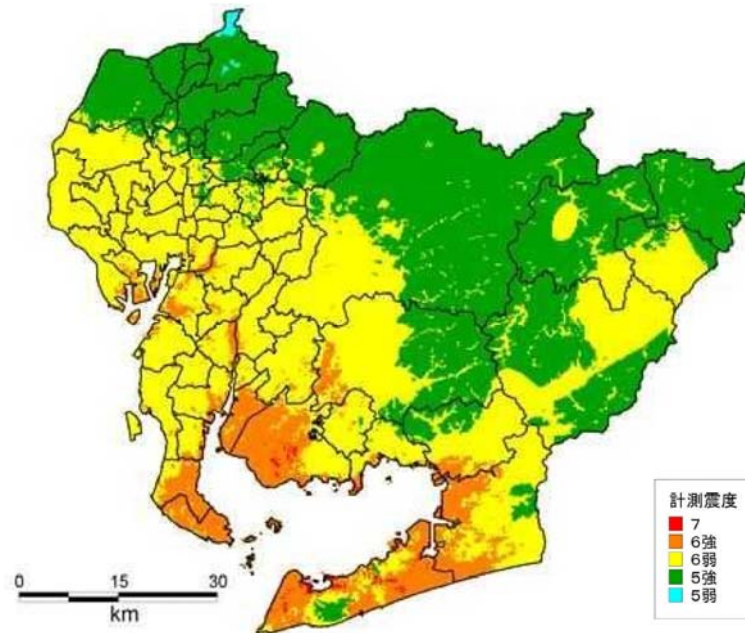


図38 震度分布（過去地震最大モデルによる想定）

資料：平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果

【トピック】



2016年の熊本地震では、益城町総合運動公園においてテント村が開設されました。テント村とは、テントを活用した避難所運営を展開した、認定NPO法人ピーク・エイドによる震災支援活動です。

（詳細は <https://peak-aid.or.jp/>参照）

テントによる避難所運営は、今後の避難形態の一つとして注目されており、災害時の公園緑地の新たな活用方法として期待されています。

写真3 平成28年(2016年)熊本地震における避難所としての公園の活用例

（認定NPO法人ピーク・エイド提供）

(3) 効率的な維持管理の必要性

都市公園の維持管理費は平成10年度をピークに平成24年度までは減少傾向となっていました。平成25年度以降は増加しており、平成28年度時点ではこれまでで最も高くなっています。維持管理費の単価も平成25年度以降は増加していますが、平成10年のピーク時点と比較すると約4分の3まで減少しています。今後は、限られた財源の中で、効率的な維持管理が求められます。

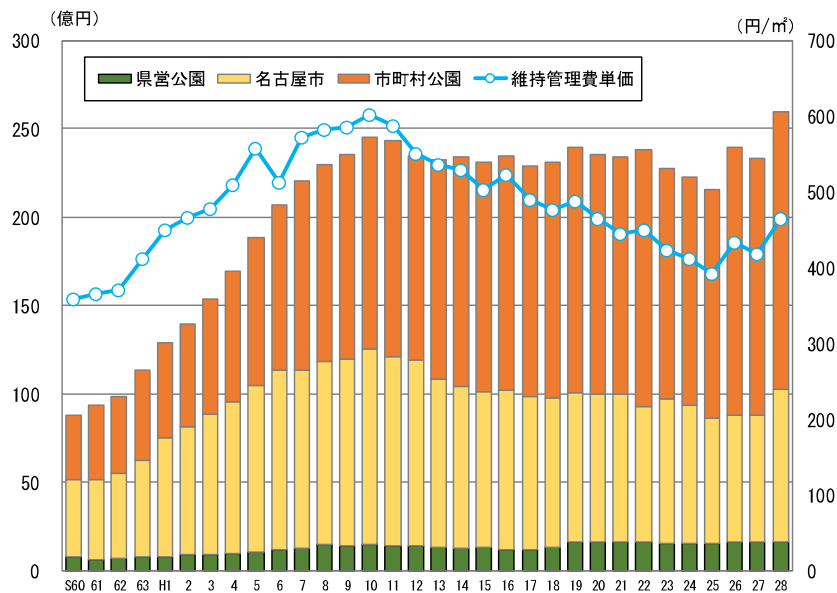


図39 都市公園維持管理費と維持管理費単価

また、多くの地方公共団体においては、財政制約の深刻化や行政改革等により職員数が減少しており、国土交通省の統計によると、市町村全体における職員数は、ピーク時（平成8年）に比べて約20%減少しています。また、管理する緑地の数、面積が増加しているにもかかわらず、専門職の不在が目立っており、十分な管理運営の体制が整えられていない場合が多い状況です。「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」の最終報告書によると、市町村における土木部門の職員数は、ピーク時（平成8年）に比べて約27%減少しています。

(4) 都市公園などの社会資本の老朽化

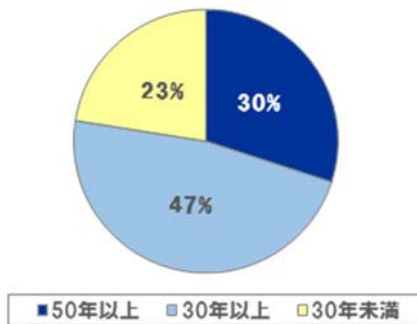
高度成長期の急速な都市の整備・拡大により、道路や下水道などの社会資本が一定程度整備されてきました。現在、それらの施設が一斉に老朽化しており、膨大な維持管理・更新が必要な時代を迎えています。

県内にある都市公園の状況を見ても、同様の傾向が顕著にみられます。

県内の主要都市基幹公園の内、設置から30年以上経過したものは、平成28年度末で約75%を占めており、50年以上経過したものが全体の30%となっています。

また県営公園だけを見ると、設置から30年以上経過したものは、平成28年度末で約65%と主要都市基幹公園よりやや低い値となっていますが、50年以上経過したものは全体の37%となっており、老朽化がさらに深刻な状態です。

<主要都市基幹公園の設置経過年数>



<県営公園の設置経過年数>

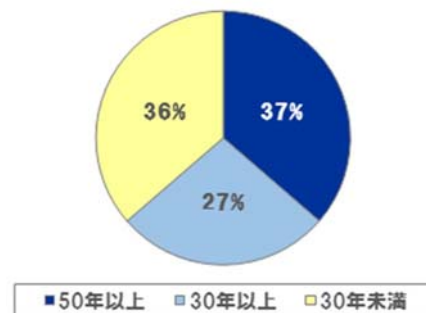


図40 本県の都市公園等の設置経過年数

資料:平成28年度愛知県都市公園現況

本県の都市公園の設置経過年数については、設置年数30年以上のものが多い状態であり公園施設である建築物や設備等についても老朽化が進んでいる状態です。

管理については、異常や故障が確認された時点で修繕や改築を行う事後保全型管理から、時間の経過に伴う劣化、損傷を予測したうえで、施設の機能保全や安全性に支障となる劣化・損傷を未然に防止する予防保全型管理への転換が必要となってきています。

国土交通省は、平成26年5月に「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」をとりまとめ公表しました。

「公園施設長寿命化計画」については、本県は策定済みであり、市町村では平成30年7月時点で34市町にて策定済みです。

(5) 地域コミュニティの拠点としての緑地の活用

地域コミュニティは、平常時における定期的な防災訓練の実施、住民の防災意識や災害時に向けた準備の喚起等に大きな役割を果たすとともに、災害時には、災害発生直後の住民の安否確認、初期救助活動、情報の伝達、避難所の運営、被災した住居を狙った窃盗等を防ぐための住民による見回り等に重要な役割を果たしています。都市においては、多世代家族の減少、職住分離、住民の頻繁な流入等により、地方においては若者の流出や高齢化等によるコミュニティ構成員の高齢化、構成員数の減少等により、地域コミュニティの弱体化が進んでいます。東日本大震災などの災害の経験を経て、大規模災害における対応には公助のみならず自助・共助が必要不可欠であるとの認識が進んでおり、地域コミュニティの弱体化は、災害に対する脆弱性の増大につながる問題となっています。

本県においては、三河山間地域や半島先端部における地域等で人口減少・高齢化が顕著に進んでおり、このような地域においてはコミュニティの弱体化が問題となります。

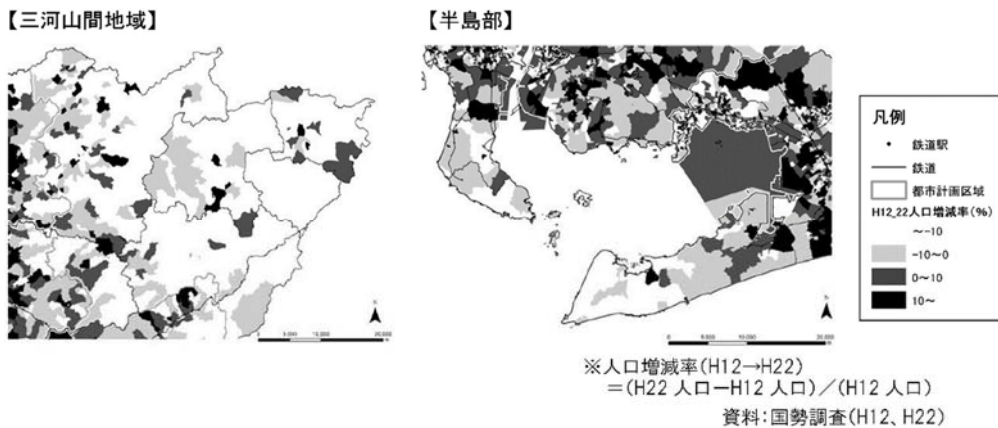


図41 小地域別人口増減率 (H12→H22)

出典: 愛知の都市づくりビジョン(平成 29 年 3 月)

(6) 都市の緑が有する防災の役割

都市公園や緑地のオープンスペースは、災害時の避難地や避難路、火災の延焼の遅延や防止、救援活動や復旧・復興活動の拠点、雨水の浸透・貯留による洪水被害の軽減、土砂災害の防止や被害の軽減、防災教育の場など様々な機能を有しており、自然災害が多発する昨今、都市の緑が有する防災の役割への期待が高まっています。

近年、「グリーンインフラ^{※1}」や「生態系を活用した防災・減災 (Ecosystem-based disaster risk reduction ; Eco-DRR) ^{※2}」など自然環境や生態系が有する機能を積極的に活用していく考え方が注目され、国土強靱化計画（平成 26 年）、国土形成計画、国土利用計画、社会資本整備重点計画（平成 27 年）など、国の計画においても盛り込まれるようになりました。

また、農地については、自治体が農地所有者と協定を結び、災害時に避難場所、資材置き場として利用することや雨水貯留として活用するなどの防災協力農地の取組が進められています。

防災公園や防災系統緑地の計画にあたっては、国土交通省都市局公園緑地・景観課・国土技術総合研究所緑化生態研究室より、次のようなガイドラインや解説書が公表され、緑が有する防災機能を最大限に発揮させるための取組が求められています。

■防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）平成 29 年 9 月

(<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryounn/tnn/tnn0984.htm>)

■防災系統緑地の計画手法に関する技術資料

—都市の防災性向上に向けた緑の基本計画等の策定に係る解説書—平成 30 年 6 月

(<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryounn/tnn/tnn1036.htm>)

※1：グリーンインフラ (Green Infrastructure)

自然環境がもともと有する多様な機能（生態系サービス）を積極的に活用することで、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする考え方です。

※2：Eco-DRR (Ecosystem-based disaster risk reduction:生態系を活用した防災・減災)

健全な生態系が有する防災・減災機能を積極的に活用して災害リスクを軽減させる考え方です。

※3：生態系を活用した防災・減災に関する考え方

環境省では、災害リスクの低減に寄与する生態系の役割を整理し、地域の将来像を描く中で、生態系を活用した防災・減災を進める際に必要となる基本的な視点や活用手法が整理されており、その概要をまとめたハンドブック「自然と人がよりそって災害に対応するという考え方」が公表されています。

(<https://www.env.go.jp/press/102246.html>)